



❖ 地域の安心、身近で守る

～民生委員・児童委員を頼って～

こんな相談に応じています

※やりとりは一例です。



突然の失業で生活に困っている。

「生活福祉資金」が利用できる
かもしれませんよ。社会福祉協
議会が窓口です。



自分では雪かきができず、冬が
不安。近所の付き合いがなく、
誰にも頼めない。

自治会長に相談しませんか。
一緒に行きますよ。



電話のそばに貼ります。
ありがとう。

特殊詐欺が多いので、
気を付けましょうね。



☎ 県庁福祉保健課

☎ 0857-26-7158 F 0857-26-8116

✉ fukushihoken@pref.tottori.lg.jp

民生委員・児童委員は、皆さんと同じ地域に暮らす身近な相談相手です。介護や子育てなど生活上の心配事や悩み事があるときは気軽に相談してください。

県内には、児童委員を兼ねる民生委員が約1600人。地域の実情をよく知り、福祉活動に理解と熱意のある人が厚生労働大臣から委嘱を受け、社会奉仕の精神で活動しています。

委員は、住民から相談を受けると、親身に対応。内容によっては、必要な支援を受けられる専門機関につなぎます。もちろん、相談内容は守られるのでご安心を。

このほか、高齢者や障がい者世帯への定期的な訪問や、児童の登下校時のパトロールも。誰もが安心して暮らせるよう、地域を支えます。

お住まいの地区の委員を知りたいときは、市町村の福祉担当課にお問い合わせください。

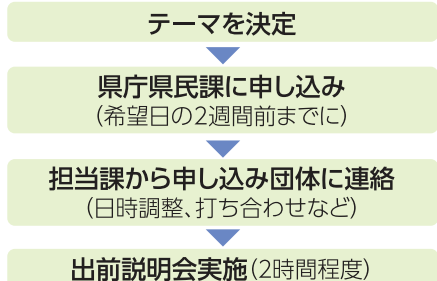
❖ 県の取り組み、やさしく説明

～疑問は出前説明会で解決～

昨年度に開催したテーマの例

- あいサポート条例
- 星空環境保全の推進
- 河川の環境を守るために
- 食中毒予防
- 鳥取県の人口ビジョン
- 県における中小企業支援施策

開催までの流れ



☎ 県庁県民課

☎ 0857-26-7848 F 0857-26-8112

✉ kenmin@pref.tottori.lg.jp

◆ テーマ一覧・申し込み

<https://www.pref.tottori.lg.jp/demae/>



県は、住民や企業などが開催する集会に職員が出向いて、県政情報を直接説明する「出前説明会」を行っています。自治会の行事や職場の研究などに「ご利用ください」。

出前説明会では、県が重点的に取り組んでいる事業や課題などを職員が分かりやすく伝えます。対象となる集会は、参加者がおおむね20人以上で、地域住民、企業、民間団体などが実施するもの。質疑や意見交換を含め2

時間程度で、柔軟に対応します。会場は、申し込み団体でご準備願います。

説明のテーマは「地域づくり」「福祉」「労働」などさまざま。県政に関することであれば、どんなものでも構いません(左記参照)。

申し込みは、希望日の2週間前までに、専用申込書に記入の上、郵送、ファクシミリ、電子メール、持参のいずれかの方法で。詳細はホームページで確認できます。

☑️ しっかり対策ばっちり予防

～熱中症にご注意を～

こんな日は熱中症に注意

- 急に気温が高くなった日
(前日との温度差が大きい日)
- 湿度が高い日
- 日差しが強い日、風が弱い日



予防のポイント

- 水分をこまめに補給する
- 外出時は天気や気温を確認し、飲み物を持ち歩く
- 日傘や帽子で日差しを避ける
- 日陰や風通しの良い所でこまめに休憩する
- エアコンや扇風機で室内を適度に涼しくする
- 寒暖差がある場合は、衣類をこまめに脱ぎ着して調節を
- 睡眠や栄養を十分とり、体調がすぐれない時は無理をしない



☎ 県庁健康政策課

☎ 0857-26-7861 ☎ 0857-26-8143

✉ kenkouseisaku@pref.tottori.lg.jp

4月下旬以降は、夏日、真夏日と急に暑くなることもあり、熱中症で救急搬送される人が増えてきます。「夏じゃないから大丈夫」と思わず、早めの予防を心掛けましょう。

熱中症は、高温多湿な環境に体が適応できないことで生じるさまざまな症状のこと。体が暑さに慣れていないこの時期は、最高気温が30度以下でも、熱中症になることがあります。

特に高齢者や幼い子どもは、体温の調整がうまくできず、暑さや喉の渇きを感じにくいなどの特徴があります。本人の自覚がないまま熱中症に陥りやすく、より注意が必要。緊急搬送された熱中症患者の約半数は、高齢者が占めています。

農作業や外出の際には体調の変化に気を付け、こまめに水分補給を。また、地域での見守りや、家族や友人同士で声を掛け合うことも大切です。

☑️ たばこが及ぼす影響減らす

～受動喫煙防止を強化～

喫煙が禁止される施設と適用時期

	施設の種類・場所	時期
①敷地内・屋内禁煙(※1)	学校、病院、薬局、児童福祉施設、介護老人保健施設、行政機関 など	7月1日から
②屋内禁煙(※2,3)	事務所、小売店、工場、ホテル、旅館、遊技場、飲食店 など (適用除外:旅館・ホテルの客室内、住宅など私的な空間)	2020年 4月1日から

(※1)屋外の受動喫煙を防止するために必要な措置が取られた場所でのみ喫煙可。

(※2)煙が外に漏れない専用室でのみ喫煙可。

(※3)既存の小規模飲食店(客席面積100㎡以下他要件あり)は特例として、別に法律で定める日までの間は「喫煙」「分煙」の標識を掲示することにより喫煙可。

受動喫煙を防ぐため、昨年7月に健康増進法が改正されました。2020年4月1日までに、多くの人が利用する施設では一定の場所を除き、禁煙が義務付けられます。

受動喫煙とは、他人のたばこの煙を吸わされること。火の付いたたばこから立ち上る煙には多量の有害物質が含まれ、周囲の人にも、脳卒中や肺がんなど健康被害が及ぶ恐れがあります。

法改正によって、学校や病

院などは7月1日から敷地内全てが禁煙に。これは、たばこの影響が大きい子どもや患者に配慮してのこと。また、小売店やホテルなどは、来年4月1日から屋内禁煙が原則。煙が外に漏れない専用室でのみ喫煙できます。

経営規模の小さい既存の飲食店では当面の間、標識の掲示によって店内での喫煙が可能。この特例は、資本金と客席面積で判断されます。詳細はお問い合わせを。



☎ 県庁健康政策課

☎ 0857-26-7769 ☎ 0857-26-8143

✉ kenkouseisaku@pref.tottori.lg.jp

https://www.pref.tottori.lg.jp/kinenshen/

